

第三四〇表 裁判所別輕罪被告人罪狀 續

Table with 15 columns: 控訴院, 地方裁判所, 皇室ニ對ス, 靜謐ヲ害ス, 信用ヲ害ス, 健康ヲ害ス, 風俗ヲ害ス, 死屍及墳墓ヲ毀棄, 發掘スル罪, 商業及農工ノ妨害, ノスル罪, 官吏瀆職ノ罪, 身體ニ對ス, 財產ニ對ス, 軍人軍屬ノ罪, 合計, 上科セサル者, 被告人人口千ニ付. Rows include 長崎, 宮城, 函館, 網走監獄, 總計, and years from 1906 to 1910.

第三四一表 重輕罪被告人處刑ノ度數 (對席裁判) 明治四十年

Table with 17 columns: 種別, 度一, 度二, 度三, 度四, 度五, 度六, 度七以上, 合計. Rows include 重罪, 輕罪, 總計, and years from 1906 to 1910.

第三四二表 諸規則違犯被告件數及人員 明治四十年

Table with 12 columns: 裁判, 前年ノ殘, 本年, 合計, 上ノ内受理各條, 人員. Rows include 對席, 闕席, 總計, and years from 1906 to 1910.

第三四三表 諸規則違犯被告人犯狀及言渡區分 明治四十年

Table with 15 columns: 犯狀, 處刑, 管轄, 豫審判事ニ, 送付, 無罪及免訴, 棄却及消滅, 懲治場留置, 合計. Rows include 租稅專賣ニ關スル違犯, 通信運輸ニ關スル違犯, 商事産業ニ關スル違犯, 衛生警察著作出版新報紙ニ關スル違犯, 軍事ニ關スル違犯, 其他ニ關スル違犯, 總計, and years from 1906 to 1910.

本表員數前表人員ト差異アルハ諸規則違犯ニシテ違警罪ノ即決例ニ據リ處分シタル被告人ヲ算入セシニ由ル此人員次ノ如シ

Summary table with 6 columns: 明治三十五年, 同三十六年, 同三十七年, 同三十八年, 同三十九年, 同四十年. Rows show counts for 12,456, 11,719, 15,400, 16,315, 10,023, 8,083.

本表ノ内在留外國人ノ違犯者ヲ掲クレハ次ノ如シ